

社会福祉法人狛江福祉会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人狛江福祉会（以下「法人」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、法人定款（以下「定款」という。）第42条の規定により法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

(招集の手続き)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所。
- (2) 評議員会の目的である事項。
- (3) 評議員会の議案の概要。

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から、6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号

に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。

(招集手続きの省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第10条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1の1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合。(次に掲げる場合を除く。)

①当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

②当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合。

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表4のとおり記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容。

(2) 前号の事項を提案した者の氏名。

(3) 評議員会の決議があったものとみなされた日。

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容。

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日。

(3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、その写しを備え置かななければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第15条 理事会は、毎会計年度に6月、10月、1月及び3月の年4回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に召集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。

(4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に召集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第16条 定款25条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし、次の事項の場合は除く。

(1) 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。

(2) 前条第2項第3号及び同条2項第4号により理事が招集する場合。

(3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。

2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は同条2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集をしなければならない。

(招集の手続き)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所。

(2) 理事会の目的である事項。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第18条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第24条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1の2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

(3) 法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由。

(2) 取引の内容。

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所。

(4) 取引が正当であることを示す参考資料。

(5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第22条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第24条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 決議があったものとみなされた事項の内容。

(2) (1)の事項を提案した理事の氏名。

(3) 決議があったものとみなされた日。

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名。

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 報告を要しないものとされた事項の内容。

(2) 報告を要しないものとされた日。

(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名。

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第5章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第27条 定款第24条の定める理事長の専決事項及び定款第17条第2項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表2に記載のとおりとする。

(報告)

第28条 理事長及び業務執行理事は、前条に基づき専決した事項のうち、特に重要な事項及び下記事項を直近の理事会に報告するものとする。

- 1 監督官庁等からの重要な通知通達に関する事。
- 2 1件50万円以上の寄付金（物品等を含む）に関する事。
- 3 その他理事長が必要と認める事項。

第6章 監事

（監事の選任議案）

第29条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

第30条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（理事会への報告）

第31条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 法人役員及び評議員報酬

（理事会及び評議員会等出席報酬）

第32条 法人の理事、監事（以下「法人役員」という。）及び評議員が、法人の理事会及び評議員会等に出席した場合には、それぞれ報酬5千円を支給することができる。

- 2 理事長及び監事が、法人の事務執行のため事務局に出勤した場合は、1回につき1万円を支給することができる。

（出張旅費）

第33条 法人役員が法人業務のため出張する場合には、次による旅費を支給することができる。

（1）鉄道運賃等

- ①旅費運賃実費額
- ②100Km以上は特急料金及び座席指定料金

- (2) 宿泊料は1泊15,000円。
- (3) 日当は3,000円。
- (4) その他実費相当額。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務所に事務局を置く。

(事務局長)

第35条 事務局に就業規則第4条第1項第3号に定める事務局長（以下「局長」という。）を置き、理事長が任免する。

(局長の事務)

第36条 局長は、理事長の命を受けて別表3の事務を担当する。

(事務局員)

第37条 事務局に事務局員若干名を置き、理事長が任免する。

2 事務局員は、局長の命を受けて事務に従事する。

(兼職)

第38条 局長及び事務局員は、施設職員を兼ねることができる。

第9章 その他

(理事会及び評議員会経費)

第39条 理事会及び評議員会に要する必要経費は、事業計画の中に予算を計上し、計画的に執行する。その必要経費の範囲は下記のとおりとする。

- (1) 通信運搬に要する費用
- (2) 使用料及び賃借料に要する費用
- (3) 消耗品に要する費用
- (4) 印刷製本に要する費用
- (5) 役員旅費に要する費用
- (6) その他会議の開催に必要な最低限の経費

(秘密の保持)

第40条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

第10章 雑則

(委任)

第41条 定款及びこの細則に定めるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第42条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。また、役員等の報酬等の額の改廃は、評議員会においても決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人狛江福祉会 組織運営規程（平成6年3月14日）は廃止する。

附 則（平成17年5月30日改正）

- 1 この細則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成20年 3月26日改正）

1. この細則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 3月26日改正）

1. この細則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 6月 2日改正）理事会

（平成29年 6月26日改正）評議員会

1. この細則は、平成29年 6月26日から施行する。

別表 1 の 1 (第10条関係)

評議員会決議事項

- 1 議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議。
 - (1) 定款の変更に関する事。
 - (2) 法人の解散に関する事。
 - (3) 吸収合併契約の承認に関する事。
 - (4) 新設合併の承認に関する事。
 - (5) 監事の解任に関する事。
 - (6) 役員等の責任の免除(一部の免除)に関する事。

- 2 評議員の過半数以上の決議。
 - (1) 理事及び監事の選任に関する事。
 - (2) 理事の解任に関する事。
 - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準の承認に関する事。
 - (4) 理事及び監事の報酬に関する事。
 - (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書類)及び財産目録の承認に関する事。
 - (6) 残余財産及び基本財産の処分に関する事。
 - (7) 社会福祉充実計画の承認に関する事。
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は当法人定款等で定められた事項に関する事。

別表1の2（第19条関係）

理事会決議事項

- 1 議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議。
 - (1) 臨機の措置に関する事。

- 2 理事の過半数以上の決議。
 - (1) 法人の業務執行の決定に関する事。
 - (2) 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定に関する事。
 - (3) 評議員会の招集に関する事。
 - (4) 理事会の招集権者に関する事。
 - (5) 定款施行細則の決定に関する事。
 - (6) 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更及び廃止に関する事。
 - (7) 内部管理体制の整備に関する事。
 - (8) 競業及び利益相反取引の制限に関する事。
 - (9) 理事長及び業務執行理事の選定・解職に関する事。
 - (10) 重要な役割を担う職員の選任及び解職に関する事。
 - (11) 重要な財産の処分及び譲受けに関する事。
 - (12) 多額の借財に関する事。
 - (13) 事業計画書及び収支予算書等の承認あるいは決議に関する事。
 - (14) 事業報告及び計算書類の承認に関する事。
 - (15) 基本財産の処分に関する事。
 - (16) 資産の管理に関する事。
 - (17) 会計処理の基準に関する事。
 - (18) その他法人の業務に関する重要事項に関する事。
 - (19) その他理事会で決議するものとして法令又は当法人定款等で定められた事項に関する事。

別表 2（第27条関係）

理事長専決事項

- 1 理事会、評議員会の招集に関する事。 (法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く。)
- 2 理事会、評議員会の議案の提出に関する事。 (法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く。)
- 3 規程、規則等の制定、改廃に関する事。 (法令及び定款で理事会、評議員会が決議すると定めた場合を除く。)
- 4 予算編成及び決算調整に関する事。
- 5 予算の流用、予備費の計上及び使用に関する事。
- 6 短期の資金の借入及び返済に係る契約に関する事。 (多額の借入の場合を除く。)
- 7 寄付の募集事務及び受入れに関する事。 (寄付金の募集は除く。受入については、法人に重大な影響があるものを除く。)
- 8 債権の免除、効力の変更に関する事。 (法人に重大な影響があるものを除く。)
- 9 法人の組織及び権限に関する事。 (法人に重大な影響があるものを除く。)
- 10 利用者入所判定基準の策定に関する事。
- 11 入所利用者等の決定及び利用契約締結に関する事。
- 12 苦情解決第三者委員の選任に関する事。
- 13 職員及び有期契約職員等の採用に関する事。 (施設長等の重要な役職を除く。)
- 14 職員の任免及び人事配置に関する事。 (施設長等の重要な役職を除く。)
- 15 職員の休暇、欠勤、職務免除等に関する事。
- 16 時間外勤務の命令及び旅行命令に関する事。
- 17 職員の昇給、昇格基準の決定に関する事。
- 18 職員の昇給者、昇格決定者に関する事。
- 19 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事。
- 20 職員の表彰、制裁、解雇に関する事。
- 21 職員の人事記録及び身分証明書に関する事。
- 22 職員の諸手当等に関する事。
- 23 職員健康診断の実施に関する事。
- 24 被服貸与等に関する事。
- 25 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事。
- 26 諸証明に関する事。
- 27 金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事。
- 28 介護報酬及び補助金等の収入に関する事。
- 29 受贈の承認、寄付に関する事。 (重要なものは除く。)
- 30 その他の債権に関する事。 (重要なものは除く。)
- 31 固定資産の取得、改良及び改良等のための支出並びにこれらの処分であって、その予定価格が1件1,000万円未満のものに関する事。 (重要なものは除く。)

32 建設工事等請負契約、委託契約や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なものであって、その予定価格が1件1,000万円未満のものに関する事。

- ①日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
- ②施設設備の保守管理、物品の修理等
- ③緊急を要する物品の購入等

業務執行理事専決事項

- 1 利用者の日常の処遇に関する事。
- 2 利用者の預り金等の日常の管理に関する事。
- 3 薬品、給食材料等の処分に関する事。
- 4 自動車の運行管理に関する事。
- 5 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する事。
- 6 職員の研修に関する事。
- 7 過誤納金の充当又は還付に関する事。
- 8 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事。
- 9 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入に関する事。
- 10 緊急を要する物品の購入等に関する事。(災害、故障、保守管理関係に限定)

別表 3 (第36条関係)

事務局長の事務分掌

- 1 法人の役員、評議員及び理事会、評議員会に関する事務
- 2 法人印及び理事長印の管守に関する事務
- 3 定款その他諸規程の制定及び改廃に関する事務
- 4 法人の事業及び行事の計画に関する事務
- 5 予算の編成及び執行に関する事務
- 6 決算に関する事務
- 7 各会計間の繰入・繰出及び経理に関する事務
- 8 予算外義務負担及び権利の放棄に関する事務
- 9 資産の変更、管理及び寄附金品の処理に関する事務
- 10 基本財産の処分及び担保の提供に関する事務
- 11 登記及び公租公課に関する事務
- 12 職員の人事及び給与に関する事務
- 13 職員の福利厚生に関する事務
- 14 儀礼及び褒章に関する事務
- 15 文書の收受、発送及び保管に関する事務
- 16 資料の収集及び広報に関する事務
- 17 各種の報告及び調査統計に関する事務
- 18 地域交流委員会に関する事務
- 19 その他法人の運営上必要と認められる事務

別表4 (14条1項関係)

評議員会議事録記載事項

- 1 開催日時、場所。(当該場所に存しない評議員、理事及び監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 2 評議員会の議事の経過の要領及びその結果。
- 3 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名。
- 4 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要。
 - (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。
 - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき。
 - (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき。
- 5 出席した評議員、理事及び監事の氏名。
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名。
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

別表5 (26条1項関係)

理事会議事録記載事項

- 1 開催日時、場所。(当該場所に存しない理事及び監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨。
 - (1) 理事の請求を受けて招集されたもの。
 - (2) 理事長以外の理事の請求があつたにもかかわらず、所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの。
 - (3) 監事の請求を受けて招集したもの。
 - (4) 監事が招集したもの。
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果。
- 4 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名。
- 5 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告。
 - (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告。
 - (3) 理事会で述べられた監事の意見。
- 6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名。
- 7 議長の氏名。
- 8 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。